

令和 8 年度
佐伯市総合運動公園遊具広場改修工事
公募型プロポーザル実施要領

令和 8 年 9 月
大分県佐伯市

1 目的

佐伯市総合運動公園遊具広場の遊具は、設置から 25 年が経過し、老朽化が著しく進行していることから、安全性の確保を図るとともに、こどもたちが安心して遊び、親子をはじめ幅広い世代の利用者が快適に過ごすことのできる魅力的な広場となるようリニューアルを実施する。

本工事では、遊具等の実施設計及び施工を一括して行う事業者の選定に当たり、公募型プロポーザル方式により広く提案を求め、安全性、機能性、デザイン性、維持管理性及び利用者ニーズへの対応等を総合的に評価し、本工事の目的を最も効果的に実現できる事業者を選定するため、必要な事項を定めるものとする。

2 事業概要

(1) 工事名

令和 8 年度佐伯市総合運動公園遊具広場改修工事

(2) 発注方式

本工事は、遊具等の実施設計、製作及び施工を一括して発注する設計・施工一括発注方式とし、契約の相手方となる事業者の選定は、公募型プロポーザル方式により行う。

(3) 工事等の内容

複合遊具等の実施設計、製作及び設置工事一式（基礎工事、休憩施設及び造成工事を含む）詳細については、別紙「要求水準書」のとおりとする。

(4) 工期

契約締結日の翌日から令和 9 年 7 月 30 日（金）まで

(5) 施工場所

佐伯市大字長谷

佐伯市総合運動公園内（佐伯市総合運動公園遊具広場）

(6) 工事見積上限額

117,800,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

（内訳）

・補助対象遊具施設費 70,000,000 円以上とする。（遊具設置に必要な基礎工事費及び運搬費等諸経費、消費税及び地方消費税を含む）

・その他遊具、休憩施設等、造成費等 47,800,000 円以内とする。（施設設置に必要な基礎工事費及び運搬費等諸経費、消費税及び地方消費税を含む）

※なお、この金額には実施設計、製品製作、設置工事その他本工事の実施に必要な全ての費用を含むものとする。

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、参加表明書の提出期限から契約締結日までの間、次に掲げる要件を全て満たす者とする。なお、共同企業体による参加は認めないものとし、単独の法人による参加に限る。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者
- (2) 手形交換所による取引停止処分及び銀行若しくは主要取引先から取引停止を受けていない者並びに経営状態が著しく不健全でない者。
- (3) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規程による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規程による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法又は民事再生法の規程による手続開始の決定を受けた者で、経営状態が改善したと認められる者を除く。
- (4) 公告日から契約締結までの間のいずれの日においても佐伯市が発注する物品等供給契約に係る指名競争入札参加者の資格を有する者に対する指名停止等の基準（平成 24 年佐伯市告示第 163 号）に基づく指名停止の措置を受けていない者。
- (5) 佐伯市暴力団排除条例（平成 23 年佐伯市条例第 43 号）に規程する暴力団でないこと及び暴力団との関係を有しないこと。
- (6) 佐伯市物品等供給契約の競争入札参加資格審査要綱（平成 24 年佐伯市告示第 155 号）又は佐伯市建設工事競争入札参加資格審査要綱（平成 17 年佐伯市告示第 70 号）のいずれかに規定する有資格者である者。ただしいずれの有資格者でもない者については、必要書類（本実施要領 5（1）⑨～⑫）を提出し、当該プロポーザルに参加することが認められた者であること。
- (7) 過去 10 年以内に国又は地方公共団体等が発注した工事において、遊具設備設置工事（業務）を元請（共同企業体として受注した場合にあっては、出資比率が 50% 以上に限る。）又は下請けし、完工した実績を有する者であること。
- (8) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (9) 法人格を有し、本工事を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- (10) 建設業法に基づく 2 級造園施工管理技士の資格を有する主任技術者又は監理技術者を配置できる事業者であること。また公園施設製品安全管理士を配置すること。ただし、それぞれの技術者については、兼任することができるものとする。
- (11) （一社）日本公園施設業協会が認定する SP 及び SPL マーク表示認定企業であること。
- (12) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の規定による「造園工事」に係る建設業許可を受けており、かつ、当該許可に係る有効な経営事項審査を受けている者であること。

4 スケジュール

	実施内容	実施期間又は期日
1	プロポーザルの公告及び実施要領等の公表	令和8年 9月28日(月)
2	参加表明書受付期間	令和8年 9月28日(月) から 令和8年10月14日(水) 17時まで
3	参加資格・参加表明書等に関する質問書受付期間	令和8年 9月28日(月) から 令和8年10月 5日(月) 17時まで
4	参加資格・参加表明書等に関する質問書の回答期限	令和8年10月 9日(金) まで
5	参加資格審査結果通知書及び 企画提案書提出要請書の送付	令和8年10月19日(月) まで
6	企画提案書受付期間	企画提案書提出要請書受領日から 令和8年11月19日(木) 17時まで
7	企画提案書に関する質問書の受付期間	企画提案書提出要請書受領日から 令和8年11月11日(水) 17時まで
8	企画提案書に関する質問書の回答期限	令和8年11月16日(月) まで
9	審査委員会(プレゼンテーション・質疑応答)	令和8年11月下旬(予定)
10	審査結果通知及び公表	令和8年12月上旬(予定)
11	工事請負契約	令和8年12月下旬(予定)

※ スケジュールは、変更することがあります。

5 参加表明書の提出

(1) 提出書類

- ① 参加表明書(様式第1号)
- ② 会社概要書(様式第2号)※会社概要のわかるパンフレット等も併せて提出
- ③ 工事实績調書(様式第3号)※本実施要領3(7)の施工実績が確認できる資料も必須
(工事名、請負金額、施工場所、受注形態、工期、発注機関、工事概要が確認できる資料又は工事实績情報システム(CORINS)に基づく「登録内容が確認できる書類」の写し。)
- ④ 配置予定技術者届(様式第4号)
資格者証及び所属企業との直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できる書類(健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、所属企業が発行する雇用証明書等)の写しを添付すること。
- ⑤ 建設業許可通知書の写し
- ⑥ (一社)日本公園施設業協会発行のSP及びSPLマーク表示認定企業認定証の写し

⑦ 経営事項審査の総合評定値通知書の写し（参加表明書提出期限において有効なもの）

⑧ 委任状（任意様式）※支店長等を代理人とする場合のみ

※ 以下の書類については、本実施要領 3（6）に規程する有資格者は提出不要

⑨ 履歴事項全部証明書（登記簿謄本）

⑩ 財務諸表（直近の決算のもの）

⑪ 国税、地方税の納税証明書（未納がないことを確認できるもの）

⑫ 印鑑証明書（原本のみ）

（2）様式の取得

佐伯市公式ホームページからダウンロードすること。

（3）提出部数 1 部

（4）提出期間

令和 8 年 9 月 28 日（月）から令和 8 年 10 月 14 日（水）17 時まで

（5）提出方法

開庁日の 8 時 30 分から 17 時までの間に持参、又は書留郵便・レターパック等により、本実施要領「15 問い合わせ先（事務局）」に提出すること。なお、郵送の場合は、受取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等について佐伯市はその責めを追わない。

（6）参加資格審査結果通知書及び企画提案書提出要請書

事務局にて参加資格の書類審査を行い、令和 8 年 10 月 19 日（月）までに参加資格審査結果通知書（様式第 5 号）にて結果を通知する。

また、審査により参加資格要件を満たしている者には企画提案書提出要請書（様式第 6 号）を併せて通知する。

6 参加資格・参加表明書等に関する質問書の提出

（1）提出期間

令和 8 年 9 月 28 日（月）から令和 8 年 10 月 5 日（月）17 時まで

（2）提出方法

質問書（様式第 7 号）により、本実施要領「15 問い合わせ先（事務局）」のメールアドレスに送信し、その旨を電話にて連絡すること。なお、口頭（電話）及び来庁による質問には回答しない。また様式については、市公式ホームページからダウンロードすること。

（3）質問に対する回答

令和 8 年 10 月 9 日（金）までに電子メールで回答し、後日質問者名を伏せ、佐伯市公式ホームページに掲載する。

7 企画提案書の提出

(1) 提出書類

①企画提案書（様式第8号）及び添付書類

（ア）提案目的物の概要図（完成予想イラスト）A3版

（イ）遊具等の配置計画図

（ウ）その他各種図面（平面図、立面図、構造図等）

（エ）遊具設置後20年間の維持管理経費を説明する資料

（オ）評価基準書（別紙資料1）（以下、「評価基準書」という）の評価項目のうち、主観評価に属する評価項目について、提案内容との対応が分かるよう簡潔に整理した説明資料。（任意様式）※必要最小限の枚数とすること。

（カ）その他必要に応じた補足説明資料（カタログ等資料）

②施工計画書（工程計画、施工方法等）（任意様式）

※サイズは問わないがA4サイズに製本（折りたたむ等）すること。

③工事見積金額内訳書（見積書）（任意様式）

※工事見積金額内訳書はA4サイズとし、様式は任意とする。

記載内容は工事項目ごとに金額等を明らかにするとともに必要に応じ品質、数量及び単価等を付記するものとする。

※工事見積金額内訳書は補助対象遊具施設費及びその他遊具、休憩施設等、造成費等について、それぞれ小計にて金額を明示し作成すること。対象施設については、別紙「要求水準書」のとおりとする。（補助対象遊具については、参考資料①及び参考資料①-2を参照すること。）

※工事見積金額内訳書に「値引き」等、経費の積算根拠が不明確となる項目は記載しないこと。ただし、1万円未満の金額を「端数処理」として切り捨てる場合はこの限りでない。

④地元企業活用計画書（様式第9号）

※工事実施の際に、地元企業活用計画の実施状況を確認します。

(2) 提出部数 8部（正本1部、副本7部）

※提出書類の電子データ(PDF形式)をDVD又はCDに保存して1部を提出すること。

※正本にのみ会社名、代表者名を記載し、代表者印を押すこと。

※副本7部については、コピー可とし、事業者の名称やその他事業者が特定される情報（ロゴマーク等）は記載しないこと。（写真等の資料にも記載がないことを確認すること。）

(3) 提出期間

企画提案書提出要請書受領日から令和8年11月19日（木）17時まで

(4) 提出方法

本実施要領「5 参加表明書の提出 (5)」と同様とする。

(5) 留意事項

- ①企画提案書は、1 部ごとファイルに綴じ、様式ごとにインデックスを付けること。
(ファイルの表紙に「企画提案書」と記載すること)
- ②使用する文字の大きさは、原則として 11 ポイント以上とする。ただし、図表、図面等で 11 ポイント以上とするのが難しい場合は、判読可能な範囲の文字ポイントとし、この限りではない。
- ③カラー刷り、写真・絵・図・表等の挿入は可とする。
- ④日本語で作成した上、ページ番号を付する。
- ⑤企画提案書の提出は、1 社につき 1 案とする。
- ⑥企画提案書提出後の差替え又は変更は認めない。ただし、市から補足、確認又は修正を求めた場合及び優先交渉権者の選定後に、市との協議により仕様を調整する場合は、この限りではない。なお、当該調整により提案の本質的な内容を変更することはできない。また、配置予定技術者の変更は、協議の上、当市が同等以上の実績・能力を有すると認める者に限り変更を認める。
- ⑦企画提案書の作成に当たり佐伯市から貸与又は提供を受けた資料は、当市の承諾なく公表、複製、又は本プロポーザル以外の目的に使用してはならない。
- ⑧本工事に係る提案については、提案者の責任において関係法令等を確認すること。

8 企画提案書に関する質問書の提出

(1) 提出期間

企画提案書提出要請書受領日から令和 8 年 11 月 11 日 (水) 17 時まで

(2) 提出方法

質問書(様式第 10 号)により、本実施要領「15 問い合わせ先 (事務局)」のメールアドレスに送信し、その旨を電話にて連絡すること。なお、口頭 (電話) 及び来庁による質問には回答しない。また、様式については、市公式ホームページからダウンロードすること。

(3) 質問に対する回答

令和 8 年 11 月 16 日 (月) までに電子メールで回答し、後日質問者名を伏せ、佐伯市公式ホームページに掲載する。

9 現地視察

現地視察を希望する参加者は、事前に事務局に連絡し、佐伯市総合運動公園の利用者及び施設管理者に影響を与えない範囲で行うこと。

10 優先交渉権者の選定

(1) 令和8年度佐伯市総合運動公園遊具広場改修工事事業者選定委員会の設置

本工事における優先交渉権者の選定は「令和8年度佐伯市総合運動公園遊具広場改修工事事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において行う。なお、選定委員会の会議は非公開とする。

(2) 選定委員会（プレゼンテーション・質疑応答）

①審査日時、会場

（ア）令和8年11月下旬（予定）

佐伯教育市民ホール「まな美」3階 市民多目的ホール

（イ）詳細については、参加資格要件を有する参加者に事務局が通知する。

②所要時間

（ア）プレゼンテーション 20分以内

（イ）質疑応答 10分以内

③使用機器

プレゼンテーションに必要な機器は持参すること。ただし、スクリーンは当市が準備する。

④参加人数

1社につき、4人以内とする。

⑤その他

プレゼンテーションは、提出された企画提案書等の内容に基づいて行うものとし、追加資料の提示又は配布を認めない。プレゼンテーション及び質疑応答の順番は、企画提案書の受付順とする。

(3) 審査

①審査方法

プロポーザルの審査は、評価基準書に基づき、事務局があらかじめ算出した「客観評価点（満点20点）」と、選定委員会の各委員が行う「主観評価点（満点180点）」とを合計した点数を各評価委員の評価点（満点200点）とし、審査に参加した各委員の評価点を合計した総合評価点により実施する。

②提案者数

提案者が1者の場合であっても審査は実施する。

③最低基準点

提案者数にかかわらず、①により算出した総合評価点が、その満点（200点×審査に参加した委員数）の60パーセントに満たない者は、優先交渉権者又は次点候補者として選定しない。

(4) 優先交渉権者等の決定

評価基準書に基づく総合評価点が最も高い提案者を優先交渉権者とし、次に得点の

高い提案者を次点候補者として決定する。なお、総合評価点が最も高い提案者が複数ある場合は、評価基準書のうち、全体計画・コンセプト、遊具計画、安全性・インクルーシブ性、広場造成・景観計画に関する評価点の合計得点が高い者を上位とし、なお、同点の場合は遊具計画の項目の合計評価点が高い方を上位とする。なお、さらに同点の場合は、当該同点者を対象として、選定委員による決選投票を行い最多数の票を得た者を優先交渉権者とする。決選投票において得票数が同数となった場合は、順位が決定するまで決選投票を繰り返す。ただし、決選投票においても順位の決定が見込めないと委員長が判断した場合は、委員長の投票を得た者を優先交渉権者とする。なお、次点候補者の選定において同点者が複数生じた場合についても、上記と同様の手順により決定する。また、審査結果は全ての提案者に、「公募型プロポーザル審査結果通知書」（様式第 11 号）により通知する。

(5) 審査結果の公表等

審査結果については、市公式ホームページに以下の内容で公表する。なお、審査結果及び審査内容についての質問・異議申し立てについては一切受け付けない。

- ①優先交渉権者の名称、所在地、総合評価点
- ②優先交渉権者以外の事業者の総合評価点（社名等は非公表）

1 1 契約に関する事項

(1) 契約の締結

優先交渉権者として選定された者と提案書等の内容に関する協議を行い、仕様及び契約条件を確定した後、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、当該優先交渉権者と随意契約を締結する。なお、契約手続きに係る詳細については、佐伯市契約規則に従って取り扱うものとする。

(2) 次点候補者との協議

優先交渉権者が契約を辞退した場合、契約締結に至らなかった場合又は契約締結までに参加資格要件を満たさなくなった場合は、次点候補者が参加資格を維持していることを確認した上で、当該次点候補者と契約締結に向けた協議を行うことができる。

(3) 再委託等の制限

本工事の全部を一括して第三者に請け負わせ、又は再委託することは認めない。ただし、本工事の一部を第三者に請け負わせ、又は再委託する必要がある場合は、あらかじめ佐伯市の承諾を得なければならない。

(4) 契約を締結しない場合

優先交渉権者が、契約締結までに次のいずれかに該当すると認められた場合は、契約を締結しないことがある。

- ①資金事情の悪化等により、本工事の履行に支障があると認められるとき。

②著しく社会的信用を損なう行為等により、契約の相手方として適当でないと認められるとき。

(5) 契約保証金

契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とする。ただし佐伯市契約規則その他関係規定により契約保証金を免除できる場合は、この限りではない。

1 2 失格事項

参加者が次のいずれかに該当する場合は、当該参加者を失格とし、その提案を審査の対象外とする。なお、優先交渉権者として選定された後、契約締結までに次のいずれかに該当することが判明した場合は、その決定を取り消すことがある。

- (1) 本実施要領「3の参加資格」の要件を満たさなくなった場合
- (2) 定められた提出方法、提出期限などの条件に適合していない場合。(ただし審査の公平性に影響を及ぼさず、かつ、事務局が補正可能な軽微な不備であると認める場合は、この限りではない。)
- (3) 虚偽の内容が記載された場合
- (4) 契約が締結できない又は契約締結の意思がないことが明らかになった場合
- (5) 正当な理由なく、指定されたプレゼンテーション開始時刻までに会場に到着しなかった場合
- (6) 工事見積上限額を超える見積金額で提案された場合
- (7) 佐伯市が発注する物品等供給契約に係る指名競争入札参加者の資格を有する者に対する指名停止等の基準(平成 24 年佐伯市告示第 163 号)の規定に該当する行為が認められた場合
- (8) 選定の公平性又は公正性を害する行為があったと選定委員会が認めたとき。

1 3 知的財産権及び提出物等の取扱い

(1) 著作権等

- ①提出物等の著作権は、第三者に帰属するものを除き、原則としてそれぞれの提案者に帰属する。
- ②提出物等に第三者の著作物を使用する場合は、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）その他関係法令により認められる場合を除き、提案者の責任において、当該第三者の承諾を得るなど、必要な権利処理を行うものとする。
- ③提出内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法等を使用することにより生じる責任は、原則として提案者が負うものとする。

(2) 提出物等の取扱い

- ①提出物等については、本プロポーザルに関する審査、結果の公表、展示その他佐伯市が必要と判断した場合、本市は提案者の承諾を得ずに無償で使用及び複製又は公

表できるものとする。ただし、提案者の独自の技術、ノウハウその他公表することにより提案者の権利又は競争上の地位を害するおそれがある情報については、提案者と協議の上、その取扱いを決定する。

- ②提出された参加表明書、企画提案書その他の書類および電子データは、一切返却しない。

1 4 その他

- ①本プロポーザルへの参加、資料の作成及び提出、プレゼンテーションその他本プロポーザルに要する費用は、全て参加者の負担とする。
- ②参加表明書を提出した者は、その提出をもって、本実施要領その他関係書類の記載内容を承諾したものとみなす。
- ③企画提案書に記載された内容は、提案者がその実現を約束したものとみなすため、確実に実現できる範囲で記載すること。
- ④工事見積上限額を超える追加費用を必要とする有料オプション等の提案は認めない。ただし、本実施要領「7 企画提案書の提出（１）①（エ）」に規定する事項は除く。
- ⑤選定委員会の会議は非公開とする。ただし、審査終了後の審査結果については、本実施要領 10（５）の規定に基づき、佐伯市公式ホームページにおいて公表する。
- ⑥本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、速やかに辞退届（様式第 12 号）を提出すること。
- ⑦市は、やむを得ない事情により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、手続きを延期又は中止することができる。この場合において、参加者に生じた費用その他の損害について、市は責めを負わない。

1 5 問い合わせ先（事務局）

佐伯市教育委員会 体育保健課 スポーツ振興係（担当：池田、高司）

住 所 〒876-0853

大分県佐伯市中村東町 6-9 佐伯教育市民ホール「まな美」

電 話 0972-22-4062

FAX 0972-22-3912

メール taiku@city.saiki.lg.jp